

本工事に適用される要領等にかかる特記事項

本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」の他、以下の要領等の対象工事である。
受注者は、以下の要領等を遵守すること。

なお、各要領等は「群馬県県土整備部基準通知システム」に掲載しているので確認すること。

基準通知システムの HP アドレス : <http://www.dobokunews.pref.gunma.jp/>

【以下に掲載すれば、特記仕様書の添付を省略可】

- 技術基準（週休 2 日制現場の実施要領の一部改定）について
(令和 7 年 1 0 月 1 日適用)
- 技術基準（群馬県県土整備部発注工事における I C T 活用工事実施要領）の改定
について
(令和 7 年 1 0 月 1 日適用)
- 技術基準（~~【群馬県版】小規模 I C T 活用工事の実施要領~~）の改定について
~~(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)~~
- 技術基準（建設現場における Web 監督（遠隔臨場）実施要領）の一部改定につ
いて
(令和 5 年 4 月 1 日適用)
- 技術基準（群馬県 CALS/EC 電子納品ガイドライン）の改訂について
(令和 6 年 1 0 月 1 日適用)
- 積算基準（建設現場に設置する「快適トイレ」の費用の積算方法）の一部改定に
ついて
~~(令和 5 年 5 月 1 日適用)~~
- 技術基準（~~県管理河川における出水期間中の工事施工の取扱いの一部改訂~~）につ
いて
~~(令和 6 年 4 月 1 日適用)~~
- 技術基準（~~群馬県街路樹ガイドラインの策定~~）について
~~(平成 3 1 年 4 月 1 日適用)~~

●技術基準（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事実施要領）について
（令和6年4月1日適用）

●技術基準（猛暑日の不稼働日数等を考慮した新たな工期設定）について
（令和6年8月1日適用）